

横澤健康増進課長。〔健康増進課長 横澤幸子君登壇〕

○健康増進課長（横澤幸子君）

確かに自殺と銘打つとなかなか集まりづらかったりする場合がございますので、皆様お集まりの際に、例えば認知症の予防ですとか、そういったものと絡めまして、こういった自殺の状況ですとか、また予防についてお話をさせていただくように周知に努めてまいりたいと思いますし、また工夫していきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

中村議員。〔13番 中村 実君登壇〕

○13番（中村 実君）

この自殺対策計画の中で市長が、本市においては国及び新潟県の自殺死亡率を上回る年もあり、対策の強化・充実が求められ、市の自殺実態を踏まえ、自殺対策を見直し、生きる支援に関する既存事業を最大限に生かし、全庁的な取り組みとして定めたというふうに書かれております。

1人の人が亡くなることによって、多くの人たちが悲しみを持ちます。早速あすからでも、この自殺ゼロ目指してもう少し頑張っていたいただきたいことを皆さんにお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、中村議員の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

関連質問なしと認めます。

暫時休憩いたします。

再開を13時といたします。

〈午前11時58分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（五十嵐健一郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

吉岡であります。

大きくというか、単純に1点に絞りました。

1、具体例2件に見る「市議会基本条例」の現実・実態。

「糸魚川市議会基本条例」が満場一致の動きの中で制定され、動き出したのが平成28（2016）年9月。

そこでは「市長と議員は、市民の選挙で選ばれる二元代表制の中で、対等・緊張感を保ち、活発・質の高い審議を通じて行政の執行が市民の多様な意見が的確に反映できるよう監視・分析・評価」と、大きくうたい上げ、両者（市長・議員）ともに動き出しました。まさに自治体行政執行の根幹でした。

では、その現実、実態は。2件の具体例からその検証をともにさせていただきたい。よろしくお願いします。

現実・実態具体例2件として、その1つは「野焼きで失火騒動」事案、その2つは「市長から議長へのお願い文書」事案です。

(1) 野焼き失火騒動。

議員・議会の、これはもう12月にも取り上げておるんですが、当然。

「議員・議会のありよう、そして、市長・行政のあり方が問われた「野焼きで失火騒動事案」。

さきの12月定例会。私だけではない、多くの議員も取り上げました。この事案、単なる「野焼き失火騒動」ではない、消防関係者も絡んでいたというもの。なのに、「二元代表」をうたい上げている一方の市長（行政）側から、もう一方の議員（議会）への連絡・報告は、何と発生から2カ月もたってから、それも、新聞やテレビなどでの報道があってからというもの。

このことを追求、ただされた市長答弁（概要）はこうでした。

市長「他の議員のご質問も。結果として反省を。新たに明文化した懲戒処分等の公表基準等により、適切な運用・見直しを。議会基本条例の策定の趣旨にのっとり、市民の付託に対し、真摯に対応を。」

同じく市長は「二元代表制の中においては、同じ市民に接する部分だと思って。ただ、我々につきましては、このある程度、確たるものにして、そしてしっかりとしたものにしていきたい、そういうことがございますので、やはり、その辺の時間がかかったというのが皆様方におわびを申している中でお答えさせていただいたように、そういったところがちょっとかかっておった部分があります。

そのようなことで、今回については、遅きに失したということで、おわびを申し上げる状況でございます。」

これに対し、私は、当日（12月10日）。これは私のミスプリントで申しわけございません。おわびします。12月11日。「一般質問」で、概要、次のことを提言、あるいは提唱させていただきました。

吉岡「主眼は、議会の存在・議員の存在。議員一人一人考え方が違う。市長もそういういろんな方々の考え方を聞いてやる。時には『何だ、吉岡の』、ちょっとほかにも言いましたけれども、と思うこともあるでしょう。けれども、そういったものを聞きながらやっていくべき。

市長・行政は、実務遂行能力・人的機能的対応能力。これらは議員と比べたら段違い。500人からの物理的な職員数が動員されてやっているのだから。そういった中でこういった問題が起きた。その流れを、いわゆる「お上」の力でやり抜けるということ自体を十分心してもらいたい。

議員というのは、確かに非常勤特別職。一番大事なのは、「選良」としていろいろな考えの人たちが意見をぶつけ合う、それによって行政を。それが一番大事。」

「お上」と「民」と私はよく言います。その違いというものを見る。それが一番大事。今回の事案というのは、その辺の力の違いを。だからこそ「議員・議会は、市長・行政の追従機関ではない（役所の一セクションではない、もちろん）。もっと個として頑張れよ」という声を聞くのです。

けれども、残念ながら「お上」と「民」の関係でいくと、力（ちから）ということでは弱い、個々の議員は。そこを市長初め市の職員、十分考えてもらいたい。

議員一人一人というのは「議会基本条例」に真正面からぶつかって懸命に対応したい。が、一人一人が一生懸命になればなるほど、耳に痛いことを言うかもしれません。その辺を十分に考えてやっていってもらいたい。

そういう意味では、今回の「野焼き事案」は、非常に大きな教訓を私たちに残してくれた。だからこの問題、消防職員がどうの、担当した誰がどうの、そういった事務処理がどうのという問題ではない。一番の根っこのところを議員も市長も十分に考えて。この議場のやりとりだけで終わるものではない。

「車の両輪」だの「二元代表」だの「議会基本条例」。当然、市長も「一緒になってやろまいか」と。これは非常にいいことだと、私はそのとき言いました。

議員はもちろん、市長も行政側職員も、1人になれば皆同じ、弱い。弱い者でも、頑張ろまいかという流れをお互いづくり合うようにしようじゃないかと、私、今回、日ごろの思いを訴えさせていただきました。

以上、前回の最後のくだりをあえて取り上げ、時には復唱させていただきました。そこで、市長、改めてお伺いします。私の主張・提言について、あなたのお考えをお示しいただきたい。考えようによりやくどいかもしらんけれども、よろしく願いいたします。

(2) 市長から議長への「お願い」文書。

これも相当、ちょっと古いんですけどもこの問題。

まるで「つづり方教室」。「て・に・を・はを教える」調の市長名での議長に向けての「お願い」なる公文書。

「二元代表」を高らかにうたい上げた「糸魚川市議会基本条例」が動き出して約1年後の平成29（2017）年9月27日付で「二元」の一方である市長から、同じく「二元」の一方である市議会議長への「市議会一般質問にかかるお願い」なる公文書（総第174号）が公表・公開されました。内容は以下のとおりです。

一応読ませてもらいますが、「一議員の皆様におかれましては、日ごろから市政の発展・推進に特段のご尽力とご理解を賜り、心より感謝とお礼を申し上げます。

さて、ことしの4月には市議会議員選挙と市長選挙が行われ、新しい顔ぶれとなり、今後

も議会と行政が一体となって、市民の負託に応えていかななくてはならないと考えております。

そのような中で、市議会からの最大の提言の間でもある一般質問の通告において、質問の趣旨や内容が項目的に示される事項（下記1）があり、政策的な議論を深めるべき本会議場において、質問に対する的確な答弁に苦慮する事態が生じております。

つきましては、質疑の背景、理由、その項目に対する自分の考え等の内容を下記2のとおり通告いただきますようお願い申し上げます。

記。

1、これまでの通告書の事例。

- ・『△△△△△の対応について伺います。』
- ・『〇〇〇〇〇の支援の拡充について』
- ・『□□□□□についての認識はどうか。』
- ・『△△△△△の設置はどうか。』

2、通告書における改善要望事項。

どんなこと、これが言われとるほうですけど、どんなことを問いたいのか、何を訴え市長の考えを聞きたいのかを明示していただきたい。

〔質問の例示〕

『出生数の減少については、△△△△△のような現状であるが、□□□□□のような考え方から、〇〇〇〇〇を実施すべきと考えるが市長の考えはいかがか。』」こうすると、こういうことです。

以上が、市長から議長への「お願い」なる公文書全文。

私は「議員・議会は特別だと、別格だと。何を言おうがやろうがいいんだ」と言っているのではありません。ただ、「反問権」などと、何も反問権悪いとは言っていないけれども、反問権など大上段に構えることなくとも、お互いちょうちょうはっし、それぞれの思いや願いをここで出しあって、そしてぶつけ合う。その「二元代表」を目指したい。

なのに、ところが、この公文書は「お願い」と題してはいますが、何のことはない、まるで「つづり方教室」です。「て・に・を・はを教えてやる」と議員・議会が強要されているかのような、私は流れにとりました。

しかも、議員・議会は行政の一部局・一セクションではありません。これはもうみんなわかり切っとる。確かに個々となると弱いかもしれない。でも、一人一人となれば弱いかもしれない「市民」こそが母体の「議員」、「市長」に対する「二元」の一方として懸命に働いとるんです。動いとるんです。

そんな実態を、市長を初め行政部局の皆さん、しっかりとご注目・ご理解いただきたい。そんな願いを、今回の「お願い文書」のおかげで、逆に私のほうからお願いさせていただくことができました。

市長、改めてお伺いします。多岐にわたります私の主張・提言について、あなたのお考えをお示しいただきたい。よろしく願いいたします。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

吉岡議員のご質問にお答えします。

1 番目につきましては、前回もお答えさせていただきましたが、議会基本条例策定の趣旨にとりまして、市民の負託に真摯に応えてまいっていきたいと思っております。

2 番目につきましては、二代表制である議会と行政の適正な議論を行うためにも、質問の趣旨がわからないと正確に答弁ができないことから、文書にてお願いをさせていただいたものでございます。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もごございますのでよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

先ほど私、1のほうから、みんなほとんど一緒なんですけれども、この1も2も同じなんですけれども、冒頭で言わせてもらいました。この質問通告書によれば、よればというか、私はそこでも言っております。今も言わせてもらいました。議員というのだと、それから市長というのは、持っておる事務執行能力と云えばいいのか、業務執行能力というか、残念ながら職員数もあればいろんなものがあって違うわけなんですよね、これさっきも言いましたけれども、冒頭の質問の中で。でもそういうものを何も、だからと言ってお互いに甘え合っているんじゃないけれども、その辺を市長も行政当局も考えていただきたい。

つけ足して言わせてもらいますと、例えばこの中でも冒頭も言ったし、12月のときも何回もそのことを同じことを言ってるんですけども、職員がどうだとか、あるいはセクションのどっかがどうだとかと、こういうことだけを私はずっと言わなかった。だから、今回の一般質問の冒頭のところでも言ってます。消防職員がどうの、事務処理がどうの、担当がどうだのこうだのって言ってるんじゃない。

ちょっと具体的な例になって申しわけないんですけども、この事案の過程で、少なくとも私から見れば、いやそうじゃないと言え、それまた市長がそういうならそうだけでも、あの織田前副市長がやめられました。私はそこに至る経緯、事情を知る由もありません、残念ながら。かといって知る由もないんだから、とやかく言う、またこともできません。

ただ、さっきも言ったけれども、この問題、少なくとも織田前副市長ばかりではない。各特別職にしろ、あるいは各普通、一般職にしろ一人一人の問題ではないはずだと私は思うんですよ。そう主張し続けてきたんです。その辺も含めて、もし語る場所があれば、市長いかがですか、お考えをお聞かせいただきたい。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

前段のお答えにつきましては、前議会でもお答えさせていただきましたが、本当に議員の皆様方には大変ご迷惑をおかけしたということで、おわびをさせていただきました。その気持ちは、今も変わりはありません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

ある程度、市長に対する教鞭的な言い方であるとしたら、言葉を和らげますが、今ちょっと取り上げた、取り上げにくいとかいろいろあれば別ですけど、織田副市長のやめたのは、そこまで踏み込んでよくないと言えば、私は適当にあれしますけど、全く関係ないんですか、この問題。それをお聞きしてる。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

〔「議長、市長に聞いてんだよ、副市長、何で言うんだよ。」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

藤田副市長。〔副市長 藤田年明君登壇〕

○副市長（藤田年明君）

お答えいたします。

前織田副市長から聞いている範囲では、今回の野焼きに対して十分な指導ができなかったこと、それと議会対応をする身として、議会との信頼関係がなくなったことと、そういうふうにお聞きしております。本当のことについては、本人のみが知ることだと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

そのところは、たしか新聞社対応とか報道関係対応とかで言ったということも、私も側面的には聞いておるんです、今、副市長が説明してくれたけども。それでいいのかなと思って、市長に俺はお聞きしてるんです。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

いいとか悪いとかとは、私は受けとめておりませんので、やめる1つの事柄の中で、いろんなことがあったのだろうと思っております。そういう中で、最終的には一身上の都合という形の中でおやめになったわけでございますので、私といたしましては、そのように受けとめております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

私もこれ以上、深追いするつもりはありません。今、市長の言葉の中でいいとか悪いとかと私は言っていないですよ。いいも悪いも言っていない。こういう事例があった今、副市長もちょこっと言ったけれども、そういうことがあったからどうなんですかって、私はお聞きしとるだけで、いい悪いは、私は言っておりません。これ以上、深追いしても市長も立場上というか、そうやって言っておられるから、これはやりません。

ただ、非常に前回、12月も言ったけども、これは教訓としては残る事例であろうかと思っております。いろんな二元代表のありようを考える上では、しつこいことは言わんけれども大事なことだと思っております。織田さんをやり玉に上げてどうのこうのという気持ちは全くないんで、ただ、それにしてもそういういろんな事例がつながってって、結局8月5日ののが10月4日になつてみたり、あるいは23日になつてみたりしたという、そこに二元代表の置かれておる立場というものを浮き彫りにしたんじゃないかなと、そう思ってこういうふうに取りようによっちゃ、質問される市長のほうにすれば、ううんというような気持ちがあるかもしれない。わかり切ったことを聞いてくれるなという気持ちがあるかもしれないけれども、非常に大事なことだと思うもんだから、このことを取り上げさせてもらっております。いかがですか、市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今ほど、これは特別かもしれないというような言い方をされましたが、私は一般質問は、どれもこれもやはり市民の負託を受けた議員のご質問でございますので、先ほども申し上げたように、真摯に受けとめながらお答えをさせていただきたいと思っておりますので、私たちはやはり答えようとする気持ちは十分に持つとるわけでございますので、的確にご質問いただきたいという中では、なるべく答えられるような質問をいただければありがたいなとは思っておる次第でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

前段では、何か評価してもらったり褒めてもらったりしたような気がする、後段では、何か注文つけられた気もするんですけども。この問題は、また2のほうとも関連があるかもしれないので、お願いします。

2番目の市長から議長へのお願いの文書でありますけれども、私は長いっていう、何も威張る必要もない、見せびらかすんですけど、長い、いわゆる公の生活の中で、こういった公文書が発行されたというのは、私はなかった。まして、議会相手、今そこに議長もおられる、あるいは後ろには議員もおられますけれども、こういった公文書ですよ。客観的な立場にしても主観的な立場にして

も、私はなかったような気がするんですけども、何でここまでこういう文書を出さなきゃならなかったのかなということをお聞きしたいんですよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えさせていただきます。

吉岡議員ご指摘のとおり、議会も行政も二元代表制の中で今、市の運営について論議をするわけでございますし、また、最高の言論の場でもございます。そういう中で、我々といたしましてもやはり的確にお答えさせていただきたい。何を言っておるんだ、何を答えとるんだというような、時々感じるものですから、口頭でというのは失礼に当たるわけでございますので、より具体的にこうしていただければありがたいというお願いをさせていただいたわけでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

非常に低姿勢な、ありがたいという言葉も入れながら言っていたいとるんだけど、私はやっぱり見ると、あなた方の、いわゆる論理構成能力とか文書構成能力というのは、その程度のもんじゃないか、だから教えてやるぞというふうに、俺はとったんですよ、あのとき。いかがなものですかね。それは俺ので、余りにもうがった見方、あるいはへりくだり過ぎた見方なのかなと思うんですけど。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

決してそのようなことではないと思っております。議会に対して失礼だというような今ご指摘かなと思っておりますが、決してそのようなことではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

議員に限ったことじゃないんですけども、発言、市長とも今やりとりの中でもそれもあるんだけど、いろんな中身があります。質問一つにしても対応があります。

例えば3を6にしると、こういう具体的なものの言い方もある。かといって、そもそも3を6にしる、ふやせばいいというものなのかという、また論もある。あるいは別のやり方で対応を考えようやという考え方もある。いろんな本人の哲学というか、対応姿勢というものが、やっぱり特にこ

ういう場だから俺は出てくると思うんですよ。

だから、ざっくり言って事務処理、今の市長の答弁だと何か事務処理の上に乗っかって言うておられるように、俺はちょっと今、自分を卑下して言った言い方なのか知らんけれども、そういうふうにとられるもんだから、この問題を取り上げさせてもらっておるんですけども。これはあくまでも議会と二元代表という、代表に何もこだわる必要ないんですけども、そういう二元というものがあるけれども、何か事務処理とか、あるいは行政システムの一環として、これは俺のうがり過ぎかわかんけれども、見てるんじゃないかなという気はするんですけどね、俺は。いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

吉岡議員のご指摘のようなことではございませんので、要するに今より詳しく書かせていただいたのは、言葉ではなかなかわかりにくいだろうということで、いまだかつてないことだったと思いますが、文書でお願いをさせていただきました。一つの事柄だとかそういうことでなくて、基本的な部分において、やはり答えも幾つもあるようなものであればいいんですが、なかなかわからないような答えもあるわけでございますので、そういう中で、よりの確なお答えをさせていただきたい。我々のお気持ちをより正確に伝えたいというところに入っていく中においては、なかなか質問の趣旨がわからないところがございますので、なるべくそういうことのないようお願いさせていただいたわけでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

市長も努めて平静な言い方をしておられるし、私もできるだけ努めてそういった言い方をしたいと思っておりますけれども、市長を初め皆さんには、やっぱりどうしても行政部局からの一般市民に対する、何ていうかお願いというのは、非常に相手があることだから気をつけながら対応していただきたいと。私はこれはこうしろなんていう対場じゃないんですけども、そのことを市長を初め皆様に訴え、お願いをしておきます。これからも生かしていただきたいと思います。市長の答弁も今の私の言ったことと非常に同じようなことを言ってるから、答弁を求める必要はありません。

それで、話があっちやこっちへ行きますけれども、実はこれ、いわゆる議会のありようというもののをちょっと、取り上げて悪いんならば、私は何もこれ取り上げないんですけど。たまたまこの構想を練っておる最中に、根知の診療所について、内覧会を3月4日にやるということが市民厚生常任委員というかな、一応、題目でそれが来てるんですよ。何でこの時期に、片っ方は4日にやる。4日一般質問ある。それで12月のうちに3月の日程は決まってるんだ、3月4日やるって、一般質問。そっちは決まってるのに何でその日にぶつけてこういうことやる。市長もそれじゃ出られなかったはず。だけど、そういうことが私やっぱり、市長のほうはわかった上でやっとなるかしらんけど、受ける議員のほうにすりゃ、何だよ、これはと思うのが、俺は当たり前だと私は思ったんですよ。その辺どうなんでしょう。それは余りこれ以上突っ込んで悪いということであれば、私の意見

として、どうなんでしょうね、答えはどうなんとは言わんけれども、こういう事例があったということだけ言っておきます。

それとだから、いいですよ。私、今これ取り上げさせてもらって、野焼きの問題と公文書の問題、お願い文書の問題、これはそこには、いわゆる二元の一方から一方への評価という場合もありましょう。それが礼賛と言われることがあるかもしれませんが、そういうのは。また、その対極にあるものとして、二元の一方から一方への批判という場合もありましょう。それが俗に言う、いわゆるけちつけ、またけちつけと、そう言われることもあるかもしれません。それがこの二元代表の置かれている場、あるいは現実、市長と議員、行政と議会。

行政というものは、さっきも何回も同じくくどいこと言って500人からの職員、機動力。議会というのは、20人、各人各様の精いっぱい頑張ってる。であればこそ、これらを相応、尊重し合うべきだ。それが釈迦に説法かもしれんけれども、二元代表の私は立ち位置だと、こういうふうに思っておるんです。この点、いかがでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

二元代表制については、以前からいろいろとご指摘いただいております。私もそのとおりだと思いますが、いまだかつて行政から議会にお願いいたしたことは一度も、あったかなと、言葉ではあったかもしれませんが、1回ないし2回ないと思っております。今回の文書に、この文書につきましても、本当にそういった意味で我々もお願いをさせていただきたいという、二元代表制の中でどのようにお願いをさせていただいたわけございまして、本当に数少ないお願いの、文書は初めての事柄だと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

俺もちょっと触れたかもしれん。今、市長と同じくそういう経験ないような、客観的にも主観的にもないと思うんですが、自信はありませんが。それだけに今の市長の答弁のように、重んじてくれと。重んじてというのは、私はわかる。やり方こうしてくれ、ああしてくれ、このほうが俺たちはいいんだよという、それはわかるんだけど、さっきから何回も言ってるように、やっぱり議員もお互い2人でそれをやりとりしてるけれども、議員も一人一人が一生懸命やってるわけですから、そこの辺はやっぱり考えていただく、非常に大きなきっかけの、私は一つを、さっきも一番最後にそういう言葉を使いましたけれども、きっかけの一つを与えてくれたような気もするんですよ。よく言えば、今、市長が言われたようにこういうとこだけを何とかやらせてくれやと。おおそうかいという、そういうやりとりとしての存在としては、あることを、私、頭からこんなやろうっていうつもりはありませんけれども。やっぱり逆に何回もくどいように言うけれども、市長あるいは行政部局の皆さんは、非常に行政執行というものは、恵まれた、恵まれているかいなかわからん

けれども、そういう力、数、いろんなものの流れの中でやっておられる。片っぽは、議員というのは、本当に一人一人が、そのために20人もおるんですわ。一セクションでもなければ、一部局でもないわけだ。それをたまたま20人の個という人が自分の思いをぶつけ合っておるわけですから、そのことは重々、こういう場所で言うのはなんですけれども、心していただきたいというのが、私の、いわゆる願いでもあるし、市長ばかりじゃなくて、行政当局におられる一人一人の職員の方々は、わかっておりますよと、そう言われりゃそれまでだけでも、受けていただきたいと私は、何ていうかな、願いを込めて、今しゃべらせてもらっとる。市長、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

まさしくそのことは、もう以前からも、また今回も理解させていただいておるということでお答えさせていただいておりますが、またその反面、我々も同じでございます。職員一人一人、一生懸命担当も頑張っておるわけでございますので、ご質問のご趣旨にとっては、やはり執行させていただきたいと身としてお答えさせていただきたい。それがやはりずれると、おまえは何をやっつるんだというようにお叱りになる部分があるわけでございますので、的確に適正に答えていきたい中でのお願いということで、させていただきました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

非常に考え考え言われた答弁だと思うけれども、そこの辺は、私も素直にお聞きをさせていただきます。さっきからも言ってるように、二元の一方である一方から一方へ評価という場合もあるだろうし、それからその評価というものが単なる礼賛に終わってしまう危険もある。

もう一方では、批判という場合ももちろんあるだろう。それがさっきも言ったように、あいつは何もけちさえつけりゃいいという、そういう何て言ったらいいか、批判につながっていく場合も私はあると思うんですよ、人間である以上。その辺をお互い考えながら、こういった席で壇上から思いのほどを訴えさせていただきました。これからそういう意味で、そういった意味でお互いに研さんを積み合おうじゃないかということを皆さんに、何て言ったらいいか、言わせていただきます。

これで終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、吉岡議員の質問が終わりました。

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さんでした。

〈午後 1 時 3 8 分 散会〉

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員